

吹田市公告第213号

吹田市公民館公衆無線LAN更改整備及び運用・保守業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和7年4月23日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市公民館公衆無線LAN更改整備及び運用・保守業務

2 業務内容

本件は、以下の2つの業務で構成する。（詳細は仕様書のとおり）

（1）吹田市公民館公衆無線LAN更改整備業務

必要な機器の調達、設置、調整、試験、機器間の配線工事、付帯業務等を実施し、公衆無線LAN設備を設置する。

（2）吹田市公民館公衆無線LAN運用・保守業務

整備した公衆無線LAN環境の使用にあたり、インターネット回線、インターネット接続、機器等の運用及び保守を提供する。機器等の提供は賃貸借とする。

3 履行場所

仕様書 別紙1.「拠点一覧」のとおり

4 履行期間

（1）吹田市公民館公衆無線LAN更改整備業務

契約締結日から令和7年8月31日まで

（2）吹田市公民館公衆無線LAN運用・保守業務

令和7年9月1日から令和12年8月31日まで（地方自治法第（昭和22年法律第67号）234条の3の規定による長期継続契約）

5 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 本市の入札参加有資格者名簿の登載業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) ISO27001認証又はプライバシーマーク認証を取得しているものであること。
- (7) 本入札は、一の事業者で参加することも複数の事業者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加することも可とする。
 - ア 入札参加グループの代表となる事業者（以下「代表事業者」という。）を定め、入札参加資格確認申請書等（以下、「申請書」という。）の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を提出した者であること。
 - イ 代表事業者は、前記(1)から(5)までの要件をすべて満たす者であること。
 - ウ 入札参加グループを構成する代表事業者以外の事業者（以下、「グループ事業者」という。）は、前記(1)から(5)までの要件をすべて満たす者であること。
 - エ 代表事業者及びグループ事業者は、入札参加資格確認申請書を提出すること。
 - オ 代表事業者及びグループ事業者は、他の入札参加グループを構成する者又は単独で入札に参加する者でないこと。

6 入札参加資格確認申請手続等

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、
 - (2) に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参又は郵送し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (2) 提出書類
 - ア 入札参加資格確認申込書（様式1）

イ ISO27001又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

(3) 書類の提出

ア 提出期間

令和7年4月23日（水）から令和7年4月30日（水）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

「20 問合せ先」のとおり

ウ 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

エ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入入札情報>令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧からダウンロードすること。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認結果は、申請書に記載のある電子メールに、通知する。

（令和7年5月2日（金）通知予定）

(5) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は返却しない。

ウ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

7 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、その理由について以下のとおり書面（様式自由）を提出することにより説明を求めることができる。

(1) 提出期限

令和7年5月7日（水）午後5時30分まで

(2) 提出場所

「20 問合せ先」のとおり

(3) 提出方法

持参又は郵送。郵送の場合は、書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

(4) 回答予定日及び回答方法

令和7年5月9日（金）に、電子メールにより、回答予定

8 仕様書等に係る質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年4月30日（水）午後5時30分まで

(2) 受付方法

電子メールにより受け付ける。メールアドレスは「20 問合せ先」のとおり

(3) 回答予定日及び回答方法

令和7年5月7日（水）に、吹田市ホームページにて回答予定

9 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年5月13日（火）午前10時00分

(2) 入札場所

吹田市朝日町3-505（さんくす3番館5階）

吹田市吹一地区公民館さんくす分館

10 入札方法

(1) 郵便、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下、「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(4) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

11 入札金額

(1) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、履行期間に係る費用の総合計を算出すること。なお、通信等の利用手続は別途行うため、入札書記載金額には含めないこと。

(2) 落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき

は、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札の辞退

入札を辞退する場合は、前記9入札日時までに入札辞退届を提出するものとする。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記5に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

15 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき。
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき。

16 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定により免除する。

17 契約保証金

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額契約単価に予定数量を乗じて得た額に消費税額及び地方消費税額を加えた額)の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

18 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

19 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

20 問合せ先

吹田市朝日町3番415-1号(さんくす3番館4階)

吹田市教育委員地域教育部まなびの支援課

電話 06-6155-8257

FAX 06-6155-8876

Mail chukomin@city.suita.osaka.jp